



埼玉労基0512第2号  
平成29年5月12日

各 位

埼玉労働局長



埼玉県革靴製造業最低工賃の改定に係る周知・広報について（依頼）

労働行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、埼玉県革靴製造業最低工賃が同封のリーフレットのとおりに改定され、平成29年4月30日から効力が発生することになりました。

改定された最低工賃の履行確保のためには、関係する家内労働者及び委託者はもちろんのこと、広く一般の方々にもその周知を図る必要があります。

つきましては、貴団体の広報誌（紙）及びホームページに掲載していただくとともに、同封のリーフレットを配布・掲示いただく等により、改定された埼玉県革靴製造業最低工賃の周知・広報にご協力くださるようお願い申し上げます。

なお、御参考までに広報誌（紙）への掲載用例文3例を同封いたしますので、御活用いただきたく併せてお願い申し上げます。

（担当部署） 〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2  
ランド・アクシス・タワー15階  
埼玉労働局労働基準部賃金室  
電 話 048-600-6205  
FAX 048-600-6225  
担当 飯田（内線220）、三木（内線218）